

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（農地所有適格法人）

整理番号		法人の名称						
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)	賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (G)	
				☐ 当該法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。				
				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)	種 類	数 量	種 類	数 量
農 地	m ²	農 地		☐ 当該法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。				
採 草 放牧地	m ²			賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)				
その他	m ²	採 草 放牧地	m ²	☐ 当該法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握しているため、省略する。				
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (H)				地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。				

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積((A) 欄の面積)は除く。
- (4) (C)、(D)、(E) 欄は、賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人に係る農用地利用集積等促進計画(配分)案を作成する際、市町が農業委員会の意見を聴いており、農業委員会が当該法人が農地所有適格法人であることを把握している場合は、省略できる。
- (5) 農地所有適格法人が初めて農地中間管理機構から賃借権の設定等を受ける場合、定款の写しを添付すること。ただし再度賃借権の設定を受ける際、当該法人の定款に変更がない場合は、定款の写しの添付は省略できる。